

平成 28 年 1 月

事 業 主 様

神奈川県貨物自動車厚生年金基金の解散について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素より、当基金の運営にご支援ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、当基金は、神奈川県内のトラック運送業の基金加入事業所で働く皆さまの老後の安定と福祉向上を図ることを目的として昭和 44 年 7 月 1 日に設立され、今日まで運営してまいりました。

しかしながら、厚生年金基金制度の見直しを柱とする「厚生年金保険法の一部を改正する法律」の可決・成立を受け、平成 26 年 2 月の代議員会において解散の方針を議決し、解散認可申請に必要な手続きを進めてまいりました。

このたび、厚生労働大臣の認可を得て、平成 28 年 1 月 27 日を以て当基金の解散が決定いたしましたのでご報告申し上げます。

皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒事情をご賢察のうえ、ご了承を賜りますようお願い申し上げます。

基金解散後は、清算事務局として引き続き現在の基金事務局で清算業務を行いますので、清算終了までの電話番号等の連絡先につきましてはこれまでと同様となります。

また、基金解散後の掛金、年金給付等の取扱いについては次頁の通りとなりますので、お知らせいたします。

なお、年金受給者・年金受給待期者・年金未請求者の皆さまへは基金清算事務局より別途ご通知を差し上げますが、加入員の皆さまへの周知につきまして、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

末筆ながら、設立から 46 年という長い間、皆さま方には多大なるご協力とご支援を賜り、誠にありがとうございました。謹んで御礼申し上げます。

敬具

神奈川県貨物自動車厚生年金基金
代表清算人 筒井 康之

< お問い合わせ先 >

神奈川県貨物自動車厚生年金基金 清算事務局

住所：〒231-0015 横浜市中区尾上町 1-6 横浜関内ビル 3 階

電話：045-662-1188

① 基金解散後の掛金・厚生年金保険料について

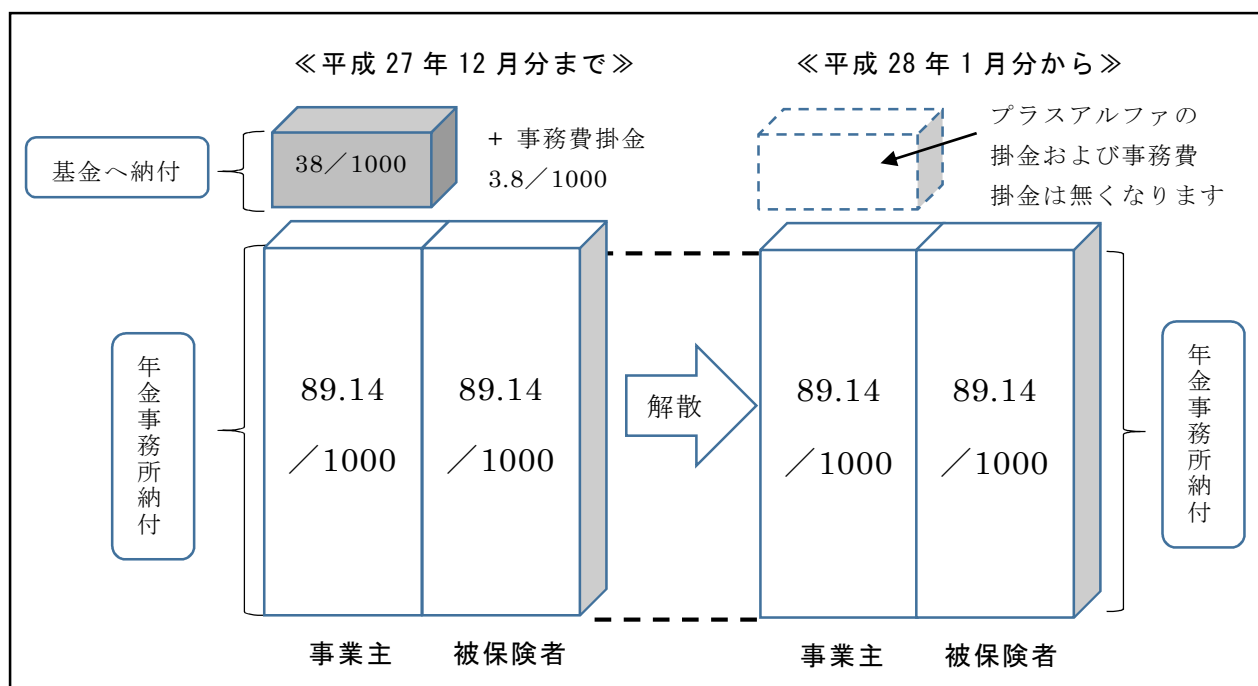
基金掛金は平成 27 年 12 月分（平成 28 年 2 月 1 日納期）までとなります。

平成 28 年 1 月分からの基金掛金は不要となり、厚生年金保険料は基金未加入の保険料率と同率となります。

※ 平成 27 年 5 月に将来返上の認可を受けたことにより、加入員様の掛金は日本年金機構に納めていただいておりますので、解散に伴う加入員様の掛金に変更はありません。

※ 基金解散に伴い、事業主様のご負担は、上乘せ部分の 38/1000 ならびに事務費掛金 3.8/1000 が減少します。

(下図参照)



※厚生年金保険料 178.28/1000 は事業主様と被保険者（加入員）様で折半し納付されています。

【平成 27 年 12 月分（納期は平成 28 年 2 月 1 日）まで】

基金掛金		厚生年金保険料		合 計	
事業主負担	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担
38/1000	0	89.14/1000	89.14/1000	127.14/1000	89.14/1000

別途事務費掛金 3.8/1000 をご納付いただいております



【平成 28 年 1 月分（納期は平成 28 年 2 月 29 日）から】

基金掛金		厚生年金保険料		合 計	
事業主負担	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担	事業主負担	被保険者負担
無くなります	無くなります	89.14/1000	89.14/1000	89.14/1000	89.14/1000

② 基金解散に関する事業主様のお手続きについて

- (1) 基金解散に関して、事業主様が基金もしくは年金事務所に対して行っていただく事務手続きはありません。
- (2) 基金解散後にお届けいただく適用関係の諸届については、年金事務所で用意している届出用紙で年金事務所へお届けいただくことになります。

なお、解散事務説明会の際にもご説明いたしました通り、下記のお届けに関しましては、従来の届出用紙で基金清算事務局へもお早目にお届けいただくようお願いいたします。

(清算事務局結了まではご提出が必要です。)

- 解散認可日（平成 28 年 1 月 27 日）までの適用関係の諸届
- 清算事務局結了までの事業主関係変更届

③ 関係各位へのご案内について

- (1) 加入員の皆さまへのご案内
加入員の皆さまへは、加入員各位「神奈川県貨物自動車厚生年金基金の解散のお知らせ（あなた様の将来の年金について）」を同封いたしておりますので、お手数ですが加入員の皆さまへ配布していただくようお願いいたします。
- (2) 年金受給者、年金受給待期者、年金未請求者へのご案内
年金受給者・年金受給待期者・年金未請求者の皆さまへは清算事務局からそれぞれの案内文書をご自宅へ送付いたします。

④ 基金解散による年金給付等の変更について

基金解散認可月の翌月分（平成 28 年 2 月分）からは、代行部分（当基金が国の年金を代行してお支払いしていた部分）に相当する年金については、厚生年金保険法に基づき、国（日本年金機構）から支給されます^{※注}。なお、当基金の独自給付であるプラスアルファ部分、加算部分については、給付されないこととなります。

※ 注について：

基金解散認可月の翌月分より国（日本年金機構）から支給される「代行部分」は厚生年金保険法に基づく給付となるため、下記の通りとなりますことにご留意ください。

- (1) これまで当基金から年金を受けておられた方でも、加入期間不足等で国の老齢年金を受けることができない場合は支給されません。
- (2) 遺族年金・障害年金を受給されているため、国の年金の全額または一部が停止されている場合は、「代行部分」についても同様に停止の対象となります。
- (3) 在職老齢年金および雇用保険の給付との調整で国の年金の全額または一部が停止されている場合は、「代行部分」についても同様に停止の対象となります。
- (4) 国から脱退手当金又は脱退一時金を受給されていた場合、当該脱退手当金又は脱退一時金の計算の基礎となった期間は厚生年金の被保険者でなかったものとみなされるため、当該期間に係る「報酬比例部分（代行部分）」についての給付は行われません。
- (5) 諸般の事情により、基金のご加入記録と国（厚生年金）の被保険者記録の整理が遅延した場合、代行相当給付の支給が遅れることがあります。
- (6) 現在、基金の年金振込口座と、国の年金振込口座について、別の金融機関をご指定されている場合は、国（日本年金機構）にご指定のお口座に振り込みされることとなります。

⑤ 当基金からの最終の年金給付について

当基金からの年金のお支払いは平成 28 年 1 月分までで終了いたします。これに伴い平成 28 年 1 月分までの年金の最終給付の内容と支給予定日は年金額に応じて次のようになります。

	年 金 額 (支給年金額)	これまでの お支払月	最 終 給 付 の 内 容	最 終 支 給 予 定 日
(1)	90,000 円以上	2, 4, 6, 8, 10, 12 月の各月	平成 27 年 12 月分 ～ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日
(2)	60,000 円以上 90,000 円未満	2, 6, 10 月の 各 月	平成 27 年 10 月分 ～ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日
(3)	30,000 円以上 60,000 円未満	6, 12 月の 各 月	平成 27 年 12 月分 ～ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 3 月 1 日
(4)	30,000 円未満	2 月	平成 27 年 2 月分 ～ 平成 28 年 1 月分	平成 28 年 2 月 1 日

⑥ 国からの「報酬比例部分（代行部分）」の初回給付について

- (1) 国からの「報酬比例部分（代行部分）」のお支払いについて
平成 28 年 4 月 15 日に、平成 28 年 2 月～平成 28 年 3 月分の「報酬比例部分（代行部分）」が従来の老齢厚生年金に合算され、初回給付が行われる予定です。
国（日本年金機構）において年金額の変更処理がされ次第、国（日本年金機構）から年金受給者あてに「年金額改定通知書」および「年金振込通知書」が送付されます。
- (2) 受取（振込）口座について
解散後は、国（老齢厚生年金）にご指定の振込口座に支払われることとなります。
- (3) 年金給付に関する手続きについて
年金受給者がお手続きをいただく必要はありません。

※ 諸般の事情により、基金のご加入記録と国（厚生年金）の被保険者記録の整理が遅延した場合、代行相当給付の支給が遅れることがあります。

⑦ 清算業務ならびに残余財産の分配について

今後基金は清算業務を行います。清算業務には未請求者への請求勧奨と給付、未収掛金の収納、加入員記録の解散日までの不一致の修正、最低責任準備金の申請後突合、最低責任準備金の確定、財産目録等承認申請、国へ最低責任準備金の返還、残余財産の分配・供託、結了決算報告書認可申請、行政監査、結了公告、文書の引継ぎなどがあります。

最低責任準備金を国に返還した後、残余財産につきましては当基金の規約に基づき加入員・受給者・受給待期者の皆さまへ分配することとなっておりますが、残余財産の確定は清算事務局が結了（おおよそ 1 年半～2 年半程度要すると見込んでいます）する半年ほど前になる予定です。

※ 加入員の方の分配金の取扱いにつきましては、事業所ごとに選択をしていただきます。ご選択方法の詳細につきましては、別にご案内いたしますので、そちらでご確認いただきまして、ご選択をお願いいたします。

※ 個人毎に分配をご選択された場合、分配金の対象となる加入員の皆さま（平成 27 年 12 月までに当基金の加入年数が 3 年以上の方（加算部分を一時金でお受け取り済の方は扱いが異なります。））へは、清算事務局結了の 10 か月ほど前にご自宅へ詳しい案内文書を送付する予定ですが、残余財産確定前のご案内となりますので、金額につきましてはその時点での概算額をお知らせする予定です。各個人の分配金額等につきましては、清算事務局宛にお問合せいただいても、回答できかねますので、ご了承ください。

なお、当基金から分配金お支払いのご案内がお手元に届きました後、清算事務局結了までに分配金をご請求されなかった場合は、支給額を法務局に供託いたしますので、請求のお手続きが煩雑になることが予想されます。